

市庁舎トイレ広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、三田市有料広告掲出の取扱いに関する要綱（平成18年8月1日施行。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、三田市役所本庁舎トイレ（以下「トイレ」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2 トイレに掲載できる広告は、市の品位及びイメージを損なわないものとするとともに、市民の福祉、市民生活の利便性等を考慮し、要綱第3条の規定に掲げる要件に該当しないものとする。

(広告の掲載及び撤去)

第3 広告サイズはA4横とし、申込者が広告の耐久性を考慮して作成するものとする。また、広告を掲出する際は、市で設置しているフレームを使用するものとする

2 本市に届出のない掲示物、複数枚の掲示等の違反を見つけた場合は、市は予告なく撤去できるものとする。

(広告の規格等)

第4 広告の規格、掲載場所及び掲載料は、別表に掲げるものとする。

(掲載料の減免)

第5 市長が特に認める場合は掲載料の減免を行うことができる。

(掲載の期間)

第6 掲載の期間は1月を単位とし、1件の掲載期間は、最大で3年間とする。

2 掲載の開始日及び終了日は、広告申込者と市長が協議の上、市長が定めるものとする。

(掲示物の変更)

第7 掲載期間中であれば、事前に届出を行った上で掲示物の変更ができるものとする。

(広告の修復)

第8 トイレに広告を掲載した後に、市の責めに帰すべき理由で広告がき損し、又は破損したときは、市が経費を負担して修復を行うものとする。

付 則

この基準は、令和5年10月26日から施行する。

別表（第4関係）

掲載場所（本庁舎1階）	規 格	掲載料（税込）		
		1か月	6か月	12か月
1 枠	A4横	5,000円/月	4,500円/月	4,000円/月